東京都国民保護計画（令和８年変更）について

別紙

■　国民保護計画の概要

○ 「国民保護法」(※1)及び「国民保護基本指針」(※2)に基づき、**指定行政機関、都道府県、市町村が策定する法定計画**

(※１)…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）。以下、同じ
(※２)…国民の保護に関する基本指針。以下、同じ

○　東京都国民保護計画は、武力攻撃事態（着上陸侵攻等）や緊急対処事態（大規模テロ等）において、都が**法定受託事務**として実施する国民保護措置等を規定した計画

■　これまでの東京都国民保護計画の経緯

時　期	概　要
平成18年３月	○　平成15年の武力攻撃事態対処法、平成16年の国民保護法の制定を受け、**東京都国民保護計画を策定**
平成27年３月	○　国が関西広域連合との連携や要配慮者の呼称変更等について変更 ○　都は東京2020オリ・パラにおけるテロ対策を充実するよう変更
令和元年７月	○　国がJアラートの周知、避難施設の収容人数の把握等について変更 ○　都は組織改正に伴う変更
令和７年６月	○　**ミサイル攻撃への対処の強化**及び**実効性の高い計画の変更**を目的として**都独自で変更**

⇒　**平成18年に東京都国民保護計画を策定以来、３回変更**

■　今回の東京都国民保護計画変更の契機

令和８年３月31日に「国民保護基本指針」を一部変更したことを踏まえ、変更

東京都国民保護計画（令和８年変更）について

■　国の基本方針等の動向

❶避難施設	➢ 「国民の保護に関する基本指針」において、**国が「避難施設の確保に係る基本的な方針」を定めることについて明記** ※　国が、「緊急事態を想定した避難施設の確保に関する基本方針」を新たに閣議決定
❷福祉サービスの提供	➢ **令和６年能登半島地震の教訓等**を踏まえ、**災害救助法における救助の種類として、新たに「福祉サービスの提供」が追加** ➢ 国民の保護のための措置の的確な実施を図るため、**国民保護法施行令においても救援の種類として、新たに「福祉サービスの提供」が追加** ➢ 国民保護法施行令の改正に伴い、**「国民の保護に関する基本指針」においても救援の種類に「福祉サービスの提供」を明記**

⇒ **国民保護基本指針の一部変更を東京都国民保護計画に適切に反映する必要**

■　東京都国民保護計画の主な変更点（案）

❶関連	➢ 国が新たに定めた**「避難施設の確保に係る基本的な方針」を避難施設指定の根拠として追記**
❷関連	➢ 現行計画の福祉避難所の設置に係る記載を「避難所の開設及び運営」から**「福祉サービスの提供」の項目として再整理**